

令和3年(ネ)第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(第一審原告) 伊東達也 外1271名

控訴人(第一審原告) 酒井美幸 外29名

被控訴人(第一審原告) 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人(第一審被告) 東京電力ホールディングス(株) 外1名

### 準備書面(控訴審11)

(被告東電控訴審準備書面(4)に対する反論)

2022(令和4)年11月15日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

#### 第一審原告ら代理人

	弁護士	小	野	寺	利	孝	男
同	弁護士	廣	田		次	博	彦
同	弁護士	鈴	木		堯	彥	勉
同	弁護士	渡	辺		淑	彥	人
同	弁護士	米	倉			尚	介
同	弁護士	笛	山			洋	郎
同	弁護士	坂	田				子
同	弁護士	吉	田	梯	一		外
同	弁護士	市	野				
					綾		

本書面では、筒井教授意見書に基づく一審原告ら準備書面（控訴審2）に対する被告東電の反論（被告東電控訴審準備書面（4）以下、「被告東電書面」という。）に対し、簡潔に反論をおこなう。

## 第1 「筒井意見書の不安や心理的ストレスは権利又は法律上保護される

利益の侵害にあたらない」（被告東電書面2頁～6頁）について

### 1 被告東電書面2頁第2章第1の1（1）について

#### （1）被告東電の主張

被告東電は、一審原告ら被害者の被ばく回避行動や被ばく不安について、「非合理的、感情的な意思決定（一審原告らが言うところの「過剰」な反応）であるとの前提に立ち、そのような意思決定から生じた不利益や不安は法律上保護されるものではないとの主張をする（被告東電書面2頁）。そして、「非合理的、感情的な意思決定を法律上保護しなければならない理由はなく、客観的な状況のもと「合理性」のある意思決定（あるいは意思決定の制約）であるか否かを検討しなければならない。」とか、「放射線被ばくに対する不安が法律上保護される利益に対する侵害であると評価されるためには、本件事故当時の客観的な状況に基づき、平均的かつ一般的な人（住民）を基準として、「社会通念上受忍すべき限度を超えた」といえなければならない。」などと主張する。

#### （2）一審原告らの反論

一審原告らは、そもそも、被害者らの被ばく回避行動等について、「過剰な反応」であるなどという主張はしていない。被告東電の上記主張は、一審原告らの主張の一部を意図的に切り取り、被告の都合よく曲解する形で引用しているものである。

福島の人々の中に放射性物質が近くにあるのではないかと不安になり、恐怖におびえる反応があらわれた場合、それは行動免疫システム及

びエラーマネジメント理論からすれば、生物として非常に自然かつ合理的な反応である（一審原告ら準備書面（控訴審2）20頁、甲A662の1筒井意見書24頁～）。

本件事故直後のいわき市内での客観的なパニック状況を経験した当事者からすれば、一審原告ら被害者たちの被ばく回避行動は、合理的根拠に基づく一般的なものである。現場の当事者にしてみれば、人生はやり直しがきかないのだから、生存率は100%か0%の二つに一つしかない。たとえば、人は複数回チャレンジできるギャンブルだと、客観的確率に従い堅実な賭け方をするが、1回しかチャレンジできないとなると、リスクが高くても儲けが大きい賭け方をするようになる。複数回繰り返すことができて、起きる確率が一定であることを前提にしている場合、人は客観的確率にしたがう。しかし、過去の経験を参考にすることはできず、一発で勝負が決まってしまうとなると、人は自分の信念に従って望む目を出そうとする。人生の価値について、どんな確率であれば「正しい」といえるのかを客観的に求めるなどということはナンセンスである。したがって、幼い子供を抱える保護者が、一度しかないわが子の人生を案じて、安全か危険か、自分の信念の度合いに基づいて白黒つけようとするのはもっともなことである。年間20mSvが安全だと唱える専門家も、自分の家族の健康を考え出すと安全だと思えなくなってしまうだろう（甲A300「復興ストレス」伊藤浩志著 57頁～59頁参照）。

また、原子力発電所の本来の操業ではなく、原子力発電所の爆発という公益性をもたない無価値な事態に至った本件事故においては、違法性判断の意味をもつ受忍限度論は適用されない（甲C9淡路意見書14頁）。

## 2 被告東電準備書面3頁（2）について

### （1）被告東電の主張

被告東電は、「筒井意見書で述べられている不安や心理的ストレスは、実際の空間放射線量率や、放射線の危険性によって生じたというわけではなく、「情報の錯そう」によって生じたものであり、「客観的根拠に基づかない漠然とした不安感」に過ぎない以上、法的保護に値するものではない。」とか、「不安や心理的ストレスが、客観的かつ合理的根拠に基づくものではないことについては、一審原告ら自身が、「福島の人々は、安全である対象に対しても敏感に反応し、放射性物質が近くに存在するのではないかと不安になり、恐怖におびえる反応が現れている可能性も否定できない」と認めているとおりである」などと主張する（被告東電書面3頁）。

### （2）一審原告らの反論

かかる被告東電の主張は、筒井意見書の趣旨を曲解し、また、一審原告らの主張の一部を意図的に切り取り、曲解したものである。

いわき市民ら被害者の不安やストレスは、本件事故によるいわき市内の高濃度放射能汚染の事実を前提にしたものである。2011（平成23）年3月15日、いわき市合同庁舎では、 $18.04 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、 $13.28 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、 $23.72 \mu\text{Sv}/\text{h}$  の空間放射線量率が測定され、3月31日にも  $6 \mu\text{Sv}/\text{h}$  の空間放射線量率が測定された（甲 A512）。当時、一審原告らいわき市民の中には、こうした放射線の数値の意味内容について正確に理解できないままに、様々な情報媒体から、生命・身体への危険を感じた者も多数いた。いわき市と同じ浜通りに設置されている原子力発電所が次々と爆発を起こしている中で、政府による「ただちに健康への影響はない」といった情報や、テレビやラジオから流れる様々な専門家による様々な意見が錯そうしていた。かかる緊迫した現場に身を

置く当事者として、生命・身体への危険がある可能性があるならば、それが確実でなかったとしても、被ばく回避行動をとるのはもっともある。こうした経験を経た一審原告らいわき市民は、本件事故直後の時期を脱した後も、被ばく不安を抱き、自分の子どもの健康を守るため、被ばく回避行動をとっているのであって、それは客観的な事情に基づいたもっともな行動である。筒井意見書は、かかる本件事故により生じたあらゆる事実を前提として、人々の不安やストレスは空間放射線量率のみにより生じているのではなく、情報の錯そうや政府に対する信頼を失ったこと「も」「無関係ではなく」、人々の不安やストレスの原因の一つとなつたと指摘しているのである（筒井意見書22頁、24頁）。

また、事態の危険性が不確実な場合は、実際は危険なのにそれを危険ではないと判断するエラーよりは、危険ではないにも関わらず危険であると判断するエラーの方が、生存上有利になりえる（エラーマネジメント理論 筒井意見書24頁～26頁）。したがって、かかる判断は生物として非常に自然かつ合理的な反応である。一審原告らいわき市民が、低線量被ばくによる健康影響への将来不安から、継続的に被ばく回避行動に出るのはもっともなことであろう。

## 第2 「筒井意見書の調査の内容の非合理性」（被告東電書面6頁～）について

### 1 被告東電書面7頁、8頁、13頁について

#### （1）被告東電の主張

被告東電は、「精神症状尺度に関する8個の質問事項は、いずれも、回答者の状況と本件事故による放射線被ばくの不安との間の因果関係を前提としていないため、本件事故以外の理由により上記の状況が生じた場合も含まれる。地震や津波に起因するものであると評価する余地が

大いにある。」(7頁)、「いわき市の一地域は本件地震や津波による甚大な被害を受けていたため、そのような被害の経験により、いわき市の小学生に質問事項にかかる行動等が見られたことも十分に考えられる。」(8頁)などと主張する(13頁にも同趣旨の主張がある。)。

## (2) 一審原告らの反論

筒井教授の第一調査で協力していただいた学校は、いわき市市内中心部(JR いわき駅から半径2キロ以内、平地区)にある小学校である。学校及び学校に通っている児童の家庭とともに、津波の影響を受けた地区には存しない。

第二調査の場合、いわき市として全体で調査を実施したのではないかと思われる。もっとも、筒井教授の調査においては、分析にあたり「避難している」または「転居した」人を分析から除外している。これによって、強制的避難指示区域の住民や、津波被害によって家に被害があったような住民については、概ね分析から除外されている。

なお、仮に地震や津波の影響が含まれていたとしても、本件事故による影響が否定されるものではない。本件事故直後のパニックと死の恐怖の経験を経たいわき市民への調査で、本件事故による影響が含まれないと評価することの方が不条理である。

## 2 「いわき市の小学生に対する質問調査の回答者」(被告東電書面8頁～9頁(2))について

### (1) 被告東電の主張

被告東電は、いわき市小学生の2015(平成27)年調査について、質問事項に回答したのは、小学生ではなく、保護者であるから、回答には保護者のバイアスが影響しており、いわきの小学生の状況が客観的かつ正確に調査結果へ反映されたとはいえない、とくに小学生の内心に対

する質問事項（②⑤⑯）については、保護者の心情が回答に大きく影響した、などと主張する（被告東電書面8頁～9頁）。

## （2）一審原告らの反論

小学生といった判断能力の発展途中の低年齢の子どもを対象とする場合、かかる子どもの状態を客観的かつ具体的に回答できるのは、子ども本人よりもむしろ、常日頃から生活をともにし、監護している保護者の方である。質問の内容も、保護者が子どもの様子を客観的にみた内容を尋ねるものであり、低年齢の子どもの状況を把握するための質問として適格である。

### 3 「福島市のデータからいわき市のデータを推測する不合理性」（被告東電書面10頁（3））について

#### （1）被告東電の主張

被告東電は、第1調査について、いわき市の小学生の2015（平成27）年以外のデータがなく、福島市と同程度ではないとして、「小学生高学年の抑うつ得点に至っては、いわき市のデータは他県のそれに近い。」と主張し、また、「乙B8の41頁のグラフ（2011年11月～2012年3月の母親ストレス）では、いわきの母親のストレスは、福島市よりも明らかに低い」などとして、福島市のデータからいわき市のデータを推測するというのは第2調査における調査結果と矛盾するなどと主張する。

#### （2）一審原告らの主張

確かに、福島県内で比較するといわき市と福島市とで差はあるが、県外のデータと比較すると、県内の差はさほど大きくなことがわかる（筒井意見書11頁図3、図4）。

なお、一審原告らにおいて、いわき市と福島市のデータが同程度と指

摘しているのは、小学生の母親をもつ母親の精神症状にかかるデータ（原告ら控訴審準備書面2の6頁、7頁）であって、被告東電の指摘する小学校高学年の子どものデータではない。

また、乙B第8号証41頁図3bのグラフは、2011（平成23）年11月～2012（平成24）年3月に実施した、乳幼児をもつ母親の心理的ストレスにかかる第2調査の結果をあらわしたものである（乙B8の41頁）。同調査の2013（平成25）年、2014（平成26）年、2015（平成27）年の結果の推移をあらわしたものが、筒井意見書9頁の図1及び10頁の図2である。これらを見ると、県内の母親の心理的症状のデータは、概ね同様な推移をたどっていること、そして、県外の母親のデータは、明らかに、県内の母親のデータよりも低い値を示していることがわかる。これらのことからすれば、乙B第8号証41頁図3bのいわき市の母親についても、2013（平成25）年以降も同様な推移をたどり、かつ、それは県外の母親よりも明らかに高いストレス値を示していたであろうことが合理的に推察される。

#### 4 「第2調査の結果と放射線率の関連性」（被告東電書面13頁～14頁2（1））について

##### （1）被告東電の主張

被告東電は、いわき市の空間放射線量率は福島市及び郡山市と比べて著しく低いから、いわき市も母親らが本件事故後5年以上にわたり被ばく不安や心理的ストレス、抑うつといった精神症状に苦しんでいたと結論づけることはできないなどと主張する（被告東電書面14頁）。

##### （2）一審原告らの反論

本件事故による被ばく不安や心理的ストレスは、空間放射線量率の多寡のみで生じるものではない。低線量といわれる汚染や被ばくでも、そ

の影響がどの程度なのかはっきりしない現状では、低濃度の汚染と高をくくらないで、子どもへの被ばくを回避させたほうがよい。こうした考えは、子どもをもつ親として自然であろう。本件事故は、物理的に高濃度放射能にさらされる過程のみならず、自分や家族の健康に被害が及ぶかもしれないという情報・アラームにさらされる過程において、人々に行動の抑制をはじめとした深刻な被害を及ぼしているという特徴がある。一審原告らは、こうした事実を主張・立証してきたのであって、上記の被告東電の主張は、そもそも抛って立つ前提において誤っている。

### 第3 小括

筒井教授をはじめ、研究者の調査・研究は、それが科学的手法を用いて正しく行われていて、それを次の世代の科学者が利用すること（利用できるようにすること）に重点をおいている。したがって、筒井意見書には、同教授らの調査・研究から得られる客観的な内容がまとめられている。これに対し、被告東電は、未曾有の事故を引き起こしておきながら、意図的に自分に都合のいいように筒井教授らの調査・研究を解釈し、「この意見書では自分たちが犯人であることを特定できていないではないか」と述べるものである。また、一審原告らの主張の一部分を取り取り、ミスリードを促すような箇所も複数見られる。かかる被告東電の主張は、全体的に一審原告らの主張を曲解したものであると言わざるを得ない。

以上